

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第 3 6 4 会計隊長 村上 暢貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6G1NN00010		6SW91A50013 0001				WKGH-Z100008				
品名 または 件名										
洋上標的装置の技術援助										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
佐多射撃場				佐多射撃場						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
佐多射撃場				令和8年5月19日（火）～令和8年7月15日（水）						

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
仕様書及び入札心得等は、陸上自衛隊国分駐屯地第 3 6 4 会計隊及び西部方面隊ホームページに掲示する。
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所 ： 令和8年5月11日（月）11時00分 第 3 6 4 会計隊 入札室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項

1 競争入札に付する事項件名等

件 名	数量及び規格	履行期間	履行場所
洋上標的装置の技術援助	仕様書のとおり	令和8年5月19日 ～令和8年7月15日	佐多射撃場、辺 塚港及び浜尻港

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」でC等級以上に格付けされている者であること。

3 説明会、競争入札執行の場所及び日時

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 競争入札執行の場所
第364会計隊 入札室
- (3) 日 時
令和8年5月11日（月） 11時00分

4 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
但し、契約者が契約を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

5 公告の掲示場所

陸上自衛隊国分駐屯地、西部方面隊ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

6 落札決定方法

総品目総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) 入札書を受領していない者の入札

9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加するものは、資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 郵送による入札は認めるが入札の前日までに必着するように郵送すること。（電話・電報は認めない。）
- (5) 仕様書については、国分駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付するので、下記まで連絡すること。
- (6) 市場調査価格（積算内訳を含む）を令和8年5月4日（月）までに提出すること。
- (7) 入札に参加する者は、必ず入札等参加心得を確認すること。掲載場所：西部方面隊ホームページ
- (8) 仕様内容に関する疑義は入札開始前までに解消すること。

10 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地 第364会計隊 契約班 担当：中野
TEL(0995)46-0350（内線635）
FAX(0995)46-4076

11 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地 業務隊総務科 担当：松下（内線677）

陸上自衛隊仕様書			
洋上標的装置の技術援助	仕様書番号		
	WKGH-Z 1 0 0 0 0 8		
	作 成	令和8年4月15日	
	作成部隊名	国分駐屯地業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、佐多射撃場等において実施する洋上標的装置の技術援助の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は洋上標的装置取扱説明書による。

2 役務に関する要求

2.1 役務実施場所

佐多射撃場、辺塚港及び浜尻港

2.2 役務実施期間

令和8年5月19日（火）～同年7月15日（水）とする。ただし、令和8年6月10日（水）～同年6月25日（木）の間は、洋上標的装置未使用のため役務未実施期間とする。

2.3 役務内容

役務内容は、次による。

- a) 洋上標的装置組立・分解時の技術指導
- b) 洋上標的装置の保守支援
- c) 洋上標的装置故障発生時の応急修復指導
- d) 洋上標的装置の操船に関する技術指導

2.4 技術援助上の留意事項

技術援助上の留意事項は、次による。

- a) 技術援助の区分は、対象装備品の操作、修理、点検、計測及び故障探求の技術指導とする。
- b) 派遣員は、当該装備品等に関する技術援助を実施するのに必要な専門技術（電気系統と機関系統の専門技術・知識を有し故障探求、修理が可能な者）を有するものとする。
- c) 派遣員は、監督官又は検査官の指示を受け業務を行うものとする。

- d) 指定場所以外に派遣の必要性が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、本仕様書に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。この際、整備役務については、点検項目に従ったチェックリストの作成及び技術指導者と自衛隊相互の点検確認を実施するものとする。

4.2 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約後、速やかに技術者名簿を作成し、契約担当官等に提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、技術援助で実施した作業については、日々の作業実施事項について作業記録（役務完了調書）等を作成し、監督官の確認を受け提出するものとする。
- c) 契約の相手方は、必要により、故障の内容について故障状況報告書を作成・記録し、監督官の確認を受け提出するものとする。

4.3 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。